

清代にモンゴル人僧侶にあたえられた度牒について

二木 博史

はじめに

1. タイプ A の度牒

2. タイプ B の度牒

おわりに

はじめに

出家許可証である「度牒」を国家が交付する制度は、中国の唐王朝の時代にはじまり、朝鮮や日本などの東アジアの国にもひろがった。清朝も度牒の制度を継承したが、漢仏教の僧侶への度牒の交付は康熙 15 (1676) 年に停止され、そのご乾隆帝の時代に一度復活したものの、最終的に乾隆 39 (1774) 年に完全に廃止された¹⁾。ところが、チベット仏教の僧侶、とりわけモンゴル人僧侶に度牒をあたえる制度は、清末までつづいた。

チベット仏教の僧侶への度牒の交付に関する研究は、中国の学者楊健 (Yang Jian) の著作をのぞけば、まとまったものは公刊されていない。楊健は『清王朝佛教事務管理』のなかで、清朝がチベット仏教に対しておこなった政策をとりあげ、度牒の交付に関する法令を体系的に分析していて、有用である²⁾。

これまで、度牒の実物を研究に利用しうる機会がすくなかったことが、この出家許可証を研究するうえで、障害になってきたことは、否定しがたい。こういったなかで、中国の研究者張羽新 (Zhang Yuxin) が、1988 年に出版した著書のなかに、咸豊 7 (1857) 年にハルハのトゥシュート・ハン・アイマグの公ツェンドルジの旗 (ホショー) の貴族出身の僧ソノムツェレンにあたえられた度牒の漢語のテキストを掲載したのは、たいへん意味のあることだった。もっとも、この資料について解説する際に、漢語とモンゴル語の 2 言語で印刷されたとしているのはあやまりで、したでのべるように、このタイプの度牒はモンゴル語、マンジュ語、漢語の 3 言語で印刷されたとしなければならない³⁾。ついでにのべると、現在、北京の国家図書館に所蔵されているこの度牒は、2007 年に貴重資料あつかいになった⁴⁾。

1999 年に出版された *Historical Treasures of China: A Collection of Rare Manuscripts from the Archives of Inner Mongolia Autonomous Region* には、内モンゴル自治区文書館に所蔵されている同治 5 年 11 月 15 日 (1866 年 12 月 21 日) にオラーンチャブ盟のオラドのゲンセンドロブの旗のテムチ⁵⁾・イシジグメドにあたえられた *Gadayadu Mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un*

yamun-u ger-eče yaruysan temdeg bičig が収録されている⁶⁾。このテキストは、はじめて出版された度牒のひとつである。ちなみに、この度牒は、わたしが所有する同治元年3月20日(1862年4月18日)にシリーンゴル盟ウジュムチン旗(旗長はバイレ・ダグダン)の *Boyda-dur-iyān jalbariyči süm-e*⁷⁾ の18歳の僧(バンディ⁸⁾)イシロドンにあたえられ度牒とおなじ版本からすられたものである。

最近、甘肅省の臨夏(Linxia)回人自治州文書館に所蔵されている度牒が研究者の注目をあつめている。乾隆2(1737)年から咸豊4(1854)年までのあいだに、紅崖寺(Hongyasi)のチベット人僧侶にあたえられた50枚の度牒は、もとの所有者が亡くなると、弟子がうけつぐ習慣があったことをしめしている点で、また度牒がモンゴル語、マンジュ語、漢語の3言語で印刷されている点で、たいへん興味ぶかい。度牒の一枚は、『甘肅馆藏档案精粹』(2009年)のなかにおさめられている⁹⁾。

本稿の目的は、刊行された度牒、図書館・文書館に所蔵されている度牒、筆者自身の収集した度牒を基本的な資料としてもちい、清代にモンゴル人僧侶にあたえられた度牒の種類、そのはたしていた機能をあきらかにすることにより、清朝の宗教政策を考察することにある。

清朝がモンゴル人の僧侶にあたえた度牒には2種類あったことが確認される。タイプAは、モンゴル語で *ᠮᠠᠩᠵᠦᠳᠤ ᠮᠣᠩᠭᠣᠯᠤᠨ ᠲᠣᠷᠦᠶᠢ ᠵᠠᠰᠠᠭᠤ ᠶᠠᠪᠤᠳᠠᠯᠤᠨ ᠶᠠᠮᠤᠨᠤ ᠲᠡᠮᠳᠡᠭᠲᠦ ᠪᠢᠴᠢᠭ* という名称をもち、モンゴル語・マンジュ語で印刷された。もうひとつのタイプBは、モンゴル語で *ᠮᠠᠩᠵᠦᠳᠤ ᠮᠣᠩᠭᠣᠯᠤᠨ ᠲᠣᠷᠦᠶᠢ ᠵᠠᠰᠠᠭᠤ ᠶᠠᠪᠤᠳᠠᠯᠤᠨ ᠶᠠᠮᠤᠨᠤ ᠭᠡᠷᠡᠸᠡ ᠶᠠᠷᠤᠶᠰᠠᠨ ᠲᠡᠮᠳᠡᠭ ᠪᠢᠴᠢᠭ* という名称で、モンゴル語、マンジュ語、漢語の三体で印刷された。2種類の本版の度牒は、その文言が完全にことなる。*ᠮᠠᠩᠵᠦᠳᠤ ᠮᠣᠩᠭᠣᠯᠤᠨ ᠲᠣᠷᠦᠶᠢ ᠵᠠᠰᠠᠭᠤ ᠶᠠᠪᠤᠳᠠᠯᠤᠨ ᠶᠠᠮᠤᠨ* は理藩院で、「度牒」にあたるモンゴル語はタイプAでは *temdegtü bičig*、タイプBでは *ger-eče yaruysan temdeg bičig* となっている。度牒にチベット語がもちいられていないことは、これらがチベット仏教の僧侶のうち、おもにモンゴル人僧侶を対象にしていたことをしめしているとみてよいだろう。

1. タイプAの度牒

タイプAは、図書館・文書館にほとんどのこっていないようである。筆者のしるかぎり、現在のところ、確認されるのは3枚のみである。中国国家図書館には、乾隆8(1743)年閏4月に僧侶(バンディ)バルジルにあたえられた度牒が所蔵されている¹⁰⁾。内モンゴル社会科学院図書館に所蔵されている度牒は、嘉慶10年12月18日(1806年1月7日)にモーミャンガン旗の僧ゴンボにあたえられたものである¹¹⁾。もう1枚は、したでのべるように、筆者のコレクションにふくまれる資料である。

タイプAの度牒の規定が康熙15年12月3日(1677年1月6日)に制定されたことは、

Dayičing gürün-ü dotoyadu yamun-u mongyol bičig-ün ger-ün dangsa の第 1 巻におさめられた文書資料からしることができる¹²⁾。

わたしののもとには、嘉慶 25 年 10 月 9 日 (1820 年 11 月 14 日) にフフホトの Öljei-yi egnegte bolayčı süm-e すなわちシレート・ジョー寺院の 40 歳の僧侶 (ゲレン¹³⁾) ロブサンドグに交付された度牒がある (本稿の末尾に写真を掲載した)。そのモンゴル語の部分のローマ字転写をしたにしめす。この度牒のかみのサイズはタテ 117 センチ、ヨコ 63 センチ、印刷面のサイズは 101 × 63 センチで、みぎがわにモンゴル語、ひだりがわにマンジュ語で印刷してある。くりかえし印刷したため版木が磨滅したのが原因とおもわれるが、印刷の状態はきわめてわるく、判読できない箇所もある。このような箇所の大部分は、上述の *Dayičing gürün-ü dotoyadu yamun-u mongyol bičig-ün ger-ün dangsa* におさめられたテキストによりよむことが可能である。他方、*Dayičing gürün-ü dotoyadu yamun-u mongyol bičig-ün ger-ün dangsa* には破損箇所があるが、その大部分を度牒のテキストにより復元することができる。

理藩院の印が 2 か所、モンゴル語とマンジュ語のひづけのうえにおかれているほか、おおきな朱色のまるがモンゴル語のテキストとマンジュ語のテキストのうえにそれぞれふたつずつえがかれ、さらに寺院、人名等を記入した箇所には、確認のための朱色のしるしが 5 個かきこまれている。

度牒では、特定の寺院と僧侶の名称、交付のひづけは、直接記入しているので、その部分には下線をひいて区別した。

¹Гaдaγaдy мoнγoл-ун тoрo-γи жaсaқy yабудaл-ун yамун-у тeмдeгтү бичиг oгкү-γин тuлa үжeбeсү

²Dayičing čaγajin-u bičig-tür bičigsen anu ker-ber lam-a bandi nar temdegtü bičig öggügsen ügei bögetel-e öber-ün joriγ-iyar-iyar bandi bolayčid-i jasay-tur abumu. Ker-ber ger-ün ejen medekü bolbasu ger-ün ejen-i qariy-a-tu yabudal[sic]¹⁴⁾

³yamun-dur tusiyaγu yalalamu. Ter-e süm-e keyid-ün terigün lam-a basa gelüng gesül bandi nar temdegtü bičig ügei joriγ-iyar¹⁵⁾ bandi bolγan, basa irgen-ü ketiked degüner-i nigen ger-ün dotor-a γurban kümün-dür

⁴ülü kürkü ba basa kü arban jiryuγan nasun-ača degegsi bandi bolayčid-i čöm čaγajin-u bičig-ün yosoγar yalalamu. Jasay-un terigün lam-a, jasay-un lam-a, terigün lam-a nar meden bögetel-e ülü γaryaqu

⁵bolbasu mön kü qamtubar yalalamu. Aliba lam-a bandi nar saγar ügei ariγun yoson-i kündüde sakiju ayun emiyen toytaγaysan-i daγaγu yabuγtun. Dabaγsad-i čaγajin-u bičig-ün yosoγar yalalamu. Eyimü-yin

⁶tula temdegtü bičig ögbe.

⁷Tadaγadu mongγol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun. Köke qotan-u Öljei-yi egnegte bolγayči süm-e gelüng Lubsangdondoy döčin nasutai ulabtur čirai, boγoni bey-e.

⁸Sayisiyaltai irügeltü-yin qorin tabuduyar on ebül-ün terigün sar-a-yin sin-e-yin yisün-e.

ひづけのうち、「上旬九日」にあたる *sin-e-yin yisün-e* は、朱字で記入されている。

この度牒のマンジュ語の名称は、*Tulergi golo-be dasara jurgan-i temgetu bithe* である。モンゴル語のテキスト同様、印刷の状態は相当にわるく、一部、判読不能である。ただし、ひづけの部分は、直接記入してあるので、容易によむことができる。すなわち、*Saicungga feišen-i orin sunjaci aniya juwan biyai ice uyun* となっている。下線をひいた部分はてがきで、最後の *ice uyun* (「上旬九日」) は、モンゴル語の部分と同様、朱字で記入されている。

うえて紹介した甘肅省の紅崖寺 (Hongyasi) に所蔵されていた度牒は、じつはこのタイプ A に属するが、漢語のテキストをもふくむので、ここではタイプ A' とよぶことにする。以下に、タイプ A' の漢語の部分をしめす (句点は筆者による)。

¹ 理藩院為給發度牒事照得

² 大清律開載若喇嘛班第等未給執照私為班第者將本人入官。若家主知情將家主交部治罪。其寺廟大喇嘛格隆格素爾班第等無執照私為班

³ 第及民人子弟一家之内不及三丁或十六歲以上私為班第者俱按律治罪。扎薩克大喇嘛扎薩克喇嘛大喇嘛知情不舉者一並治罪。凡喇嘛

⁴ 班第等務須敬守清規恪遵定制而行。如違按律治罪。為此給發度牒須至度牒者。

⁶ 右度牒給

准此¹⁶⁾

つぎに、この紅崖寺の度牒では、マンジュ語のテキストも鮮明によみとれるので、そのローマ字転写をしめしておく。

¹Tulergi golo-be dasara jurgan-i dudiye bithe bure jalin, tuwaci,

²Daicing fafun-i bithede arahangge, aikabade lama, bandi sa temgetu bithe buhekü ofi cisui bandi obuhangge-be fafun-de gaimbi. Aikabade booi ejen saci, booi ejen-be harangga jurgan-de afabufi weile arambi. Tere sy, miyoo-i da lama, jai gelung, gesul, bandisa, temgetu

bithe akú

³cisui bandi obure, jai iregen-i juse deote-be, emu boigon-i dorgi ilan niyalma-de isinrakú, eici juwan ninggun se-ci wesihun, bandi oburengge-be gemu fafun-i bithei songkoi weile arambi. Jasak-i da lama, jasak-i lama, da lamasa sambime, tuciburakú inci inu suwaliyame weile arambi.

⁴Yaya lama, bandisa urunakú bolgo doro-be gingguleme tuwakiyame, geleme olhome toktobuha-be dahame yabu. Jurcehengge-be fafun-i bithei songkoi weile arambi. Uttu ofi dutiye bithe buhe.

⁵Abkai [fehi]yehe-i aniya biyai

このタイプ A' のマンジュ語のテキストでは、漢語の度牒にあたる語（冒頭と末尾の 2 ヶ所）は *dudiyé bithe* とかかれ、漢語の「執照」（2 ヶ所）は *temgetu bithe* となっている。タイプ A では、これらはすべて *temgetu bithe* とかかされている。タイプ A' のモンゴル語のテキストも、まったく同様に、度牒 (*dudiy-e bičig*) と執照 (*temdegtü bičig*) とを区別していて、タイプ A とはことなる。

上記のわずかなちがいを無視すれば、モンゴル語とマンジュ語と漢語のテキストの内容は完全に一致している。

このタイプの度牒は、つぎのみつつの部分から構成されているとみることができる。

(1) 『大清律』でさだめられているように、ラマやバンディが、許可証なしに、勝手にバンディとなった場合、その者に罰をあたえる。主人がしっていた場合、その主人を礼部¹⁷⁾にひきわたし、処罰する。

(2) 寺院のテルグーン・ラマ（ダー・ラマ）、ゲレン、ゲツェル¹⁸⁾、バンディらが、許可証なしに、だれかを勝手にバンディとした場合、男子のかずが一戸のなかで 3 人にみたないにもかかわらず、ひとりの男子がバンディとなった場合、年齢が 16 歳をこえた男子がバンディとなった場合、これらの場合には法律によって処罰する。ザサグ・テルグーン・ラマ（ザサグ・ダー・ラマ）¹⁹⁾、ザサグ・ラマ、テルグーン・ラマ（ダー・ラマ）がしっていて報告しない場合には、ともに処罰する。

(3) 僧たる者はすべて、戒律をまもり、規則にしたがわなければならない。規則をやぶった僧侶は、法律で処罰する。

この度牒の規定のうち、「1 戸に男子が 3 人にみたないのに、あるいは年齢が 16 歳をこえて

いるのにバンディとなった場合、すべて法律により処罰する」という部分が、『大清律例』にもとづいているのは、あきらかだ。16歳とは、「成丁」になり、国家に対する諸義務を課される年齢である。『大清律例』巻八には、つぎのような規定がみられる²⁰⁾。

(a)「若僧道不給度牒、私自簪剃者、杖八十。若由家長、家長當罪」

(もし僧侶や道士が、度牒を交付されていないにもかかわらず、勝手に出家したならば、80回棒でうつ。家長に責任がある場合は、家長を処罰する。)

(b)「寺觀住持、及受業師私度者、與同罪、并還俗」

(寺院・道觀の住持や受業師が勝手に得度させた場合、同様に処罰し、かつ還俗させる。)

(c) (條例)「民間子弟、戸内不及三丁、或在十六以上而出家者、俱枷號一個月、並罪坐所由。僧道官及住持知而不舉者、各罷職還俗」

(平民が、1戸のなかに男子が3名にみたない、あるいは16歳をすぎているのに出家した場合、1カ月間、枷をつけ、処罰する。僧道官と住持がしていながら報告しなかった場合、罷免し還俗させる。)

度牒の(1)は『大清律例』の(a)と、(2)は(b)(c)にそれぞれ対応している。

『大清律例』には、チベット仏教の僧侶のための特別な規定はふくまれていないため、『大清律例』から引用してチベット仏教の僧侶むけの度牒の文言を作成する際、一部の表現がかえられている。たとえば、『大清律例』の「寺觀住持及受業師」は、度牒では「寺院のテルグーン・ラマ(ダー・ラマ)、ゲレン、ゲツェル、バンディたち」となっている。同様に、『大清律例』の「僧道官及住持」は、度牒では「ザサグ・テルグーン・ラマ(ザサグ・ダー・ラマ)、ザサグ・ラマ、テルグーン・ラマ(ダー・ラマ)」にかわっている。

チベット仏教の僧侶を登録する制度は、すでに順治14(1657)年にできているので²¹⁾、その時点でなんらかの証明書を交付していた可能性はありうるが、いまはあきらかになしえない。うえでのべた *Dayičing gürün-ü dotoyadu yamun-u mongyol bičig-ün ger-ün dangsa* では、度牒のテキストのすぐまえに、「理藩院律」(*Γadaγadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u čaγajin-u bičig*)という名称の法律(モンゴル文)が挿入されており、その内容は、「北京のラマ・バンディを管轄するザサグ・テルグーン・ラマ(*Ging qota-yin lama bandi nar-i jakiruyči jasay-un terigün lam-a*)」「盛京の全ラマ・バンディを管轄する者(*Mügden-ü bügüde lama bandi nari-i jakiruyči*)」「シレート・フレー(*Siregetü-yin küriy-e*)の全ラマ・バンディを管轄する者」「フフホトの全ラマ・バンディを管轄する者」に対して、「身を清浄にせず、ほとけをうやまわず、經典をよまず、勝手にバンディとなしたり、証明書(*temdegtü bičig*)をもたず勝手に行動する

ラマ・バンディをうけいれたり、かくしたり、おんなたちを寺院にいれたり、ラマ、ゲレン、ゲツェル、バンディがひとのいえにいったり、死亡・逃亡・処罰の結果として無効になった証明書を他のものにわたしてラマ・バンディとなしたりなどの、不埒な行為があったならば、法律によって処罰する」²²⁾と通告したものである。

この規定は、康熙 15 年の文書として分類されているので、同年に制定されたとみるのが、自然である。うえて「証明書」と訳した *temdegtü bičig* は、おそらくは度牒を意味するのだとおもわれる。

初期の度牒がすべての僧侶にではなく、かなり限定的に交付されていたことは、康熙、雍正の時代に編纂された『大清会典』におさめられている「康熙 16 年」のつぎの規定から明白である。すなわち「扎薩克首領喇嘛に印をあたえる。他のラマ・バンディには禁条度牒を交付する。盛京、シレート・フレー、フフホトの首領喇嘛にも印をあたえる。[礼] 部に登録されたラマ・バンディに度牒を交付する。外藩モンゴルの 49 ホショーについては各ホショーに 1 名の首領喇嘛をおき、度牒を交付する」²³⁾

北京、盛京（瀋陽）等のテルグーン・ラマ (*terigün lama*, ダー・ラマ) にあたえる印についての規定は、上記の康熙 15 年の「理藩院律」にもはいており、この規定は『大清会典』所収の規定とおなじものとかがえるべきである。要するに、首領喇嘛（テルグーン・ラマ）に印をあたえ、一部の僧や首領喇嘛に度牒をあたえるという規定と、度牒の文言をさだめた規定は康熙 15 年のすえに同時につくられたのにちがいない。もし「康熙 16 年題准」という『大清会典』の記述がただしいとすれば、上奏は康熙 15 年におこなわれ、裁可は翌 16 年になされたのかもしれない。ただし、『大清会典』が康熙 15 年とすべきところを、康熙 16 年とあやまって記載した可能性も排除されない²⁴⁾。

上記の規定が、内モンゴルを念頭につくられたことは、「外藩モンゴルの 49 ホショー」という表現からあきらかである。康熙 15 年の時点では、ハルハ・モンゴルがまだ清朝の版図にくみいれられていなかったことをかंगाえれば、これは当然のことである。いずれにせよ、この時期には北京、盛京（瀋陽、奉天）、シレート・フレー²⁵⁾、フフホトのラマ・バンディのうち、礼部に登録されていた者、内モンゴルの 49 旗のテルグーン・ラマ（ダー・ラマ）にのみ度牒を交付するという方針があったことが、確認される。モンゴル地域の諸寺院の一般の僧侶にも度牒を交付するようになった経緯は、現在のところ、あきらかでない。

さて清朝全体でみた場合、康熙 15 年とは、本稿の冒頭でのべたように、度牒の制度が一度、停止された年である。おなじ康熙 15 年に一方では、漢仏教の僧に対する度牒の交付が停止され、他方ではチベット仏教の僧侶に対する度牒の交付がはじまったことになるわけで、このことは偶然とはおもわれない。あきらかに漢仏教とチベット仏教を区別するという政策上の意図がみ

られる。いずれにせよ、度牒の制度の導入によって僧の数を制限する政策がとられた理由、たとえば僧侶の不法行為の蔓延などが想定されるが、現在の段階では、あまり明白ではない。

ここで、清朝が編纂した対モンゴル人特別法の集成に出家許可証（度牒）に関する規定が収録されているか、確認する必要がある。まず1667年の『康熙6年律書』（*Engke amuyulang-un jiryuduyar on-u qayučin jasay-un bičig-tür nemejü toytayaysan jasay-un bičig*）には、僧侶とシャマンの不法行為をとりしめる規定がおさめられているが、出家証明書についての言及はない²⁶⁾。

つぎに1695年ごろに編纂された『理藩院律例』（*Gadayadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u čayačin-u bičig*）には、『康熙6年律書』所収の規定にた法律がおさめられているほか、僧侶の不法行為については、康熙15年の「理藩院律」と共通の規定もみられるが、度牒への言及はみられない²⁷⁾。

さらに1789年版の *mongyol čayačin-u bičig*（『蒙古律例』）は、許可なしに僧侶になることを禁止する詳細な規定をふくみ、「登録された僧侶」という表現もみられるものの、度牒そのものについてはのべていない²⁸⁾。

これらの清朝前期、中期の対モンゴル人法の集成に度牒に関する規定がみられない理由は、なにか？おそらくは、当時の度牒についての規定が対モンゴル人特別法といえるほどは、清朝全体の法体系と乖離していなかったことと関係があるのであろう。

紅崖寺のチベット人僧侶に乾隆初年から漢語もくわえた度牒を交付していたのに対し、モンゴル人僧侶に対してはモンゴル語・マンジュ語2体の度牒をあたえていた理由はなんだろうか？この問題は、度牒をどのような役所を経由して交付していたのかということと関係があるのかもしれない。すなわち甘肅省に属していた紅崖寺の場合、公文書の作成に漢人官僚が関与することがすくなくなかったのに対し、モンゴル人僧侶については、理藩院から直接、内外モンゴルに文書が送付されたので、モンゴル語、マンジュ語で十分だったのではないか。

2. タイプBの度牒

このタイプの度牒は、モンゴルの中央文書館にまとまったかすが所蔵されるほか、いくつかの図書館・文書館での所蔵が確認されている。筆者のコレクションにふくまれるタイプBの4枚の度牒のうち、もっともふるいのは、咸豊7年12月18日（1858年2月1日）にオランチャブ盟ハルハ旗の *Buyan-i badarayuluyči süm-e*²⁹⁾ の18歳のゲレン・イシサンポーにあたえられたもので、もっとも時代のあたらしいのは、光緒28年6月8日（1902年7月12日）にダリガングのハタブチ寺のゲツェル・ロブサンジャムツに交付されたものである。版はことなるが、文言はおなじである。後者（光緒28年）は、わり印がおしてある点、記入はほとんどマンジュ語でのみなされている点が、特徴的である。ここでは前者、すなわち咸豊7年の度牒（写真は

本稿の末尾参照) のモンゴル語 (ローマ字転写)、マンジュ語 (ローマ字転写)、漢語のテキストをしたにしめす。紙のサイズは 115 × 70 センチ、印刷面のサイズは 99 × 65 センチで、まんなかにモンゴル語、ひだりにマンジュ語、みぎに漢語で印刷してある。タイプ A と同様、2 カ所に理藩院の印がおしてあり、モンゴル語、マンジュ語のテキストのうえにそれぞれ、2 個のおおきな円が朱でえがかれ、ひづけ (モンゴル語のみ) は朱字で記入してあり、寺院、僧侶のなまえをかきいれた部分には確認のために 6 個のしるしが朱でつけられている³⁰⁾。

なお、てがきの部分には下線をひいて区別した。

a. モンゴル語テキスト

¹ Gadayadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u ger-eče yaruyсан темдег биçиг ögkü-yin uçir, bayiçayabasu, toytaγaysan qauli-dur темдег биçиг ger-eče yaruyсан темдег биçиг küliyen abuysan dangsa-dur ner-e бүкүй lam-a-ača

² γadan-a kerbe kerün yabuqu dangsa-dur ner-e ügei lam-a bui бүгесү, toytanisaγar[sic] üldejü γarayγytun. Jöriksen bolbasu, qauli yosoγar-un[sic] sidkegtün. Basa aliba tayiji duratai-bar lam-a bolju qauli yosoγar-un[sic] yabudal-un yamun-dur medegüljü ger-eče

³ yaruyсан темдег биçиг-i küliyen abusuyai kemekü anu bolbasu, lam-a bolγatuyai. Kerbe ger-eče yaruyсан темдег биçиг-i küliyen abuysan ügei, joriγ-un[sic] ger-eče yaruyсан anu bui бүгесү, bayiçayaqui-yi aldayсан çiyulγan-u daruy-a-yi γurban sar-a-yin

⁴ pünglü qasuytun. Jasaγ-i nige jil-ün pünglü qasuytun. Tusalayçi tayiji-yi qoyar yistün mal torγaytun. Ger-eče yaruyсан темдег биçиг küliyen abuysan ügei lam-a-yi ereülen qar-a bolγaytun kemejüküi. Neyislel qotan-u dotoyadu γadayadu jiči mongyol

⁵ γajar-un olan keyid süm-e-yin lam-a, demçi-eče doroyси, qutuytu nomun qad-un šabinar, jiči tayiji lam-a bolγaysan-i inu čöm nige adali ger-eče yaruyсан темдег биçиг-i küliyen abču kinan bayiçayaqui-dur темдег bolγabasu jökimui. Kerbe jorimay

⁶ jörijü küliyen ülü abçayaqui anu bui бүгесү saγar ügei qauli yosoγar-un[sic] sidkegtün. Jiči aliba ger-eče yaruyсан темдег биçиг küliyen abuysan anu čöm man-u yabudal-un yamun-u dangsa-dur ner-e бүкүй kümün-i tulada erke ügei ariγun

⁷ yoson-i kiçiyenggüilen sakibasu jökimui. Kereg degdegüljü bolqu ügei bolγaytun. Edüge ger-eče yaruyсан темдег биçиг-i küliyen abçayaqu lam-a-yin qosiyun iγayur-un nutuy jil nasu jerge tusiyal, jiči saγuyсан keyid süm-e-yi qoyitu-dur

⁸ taylan biçimü. Eyimü-yin tula, ger-eče yaruyсан темдег çičig ögbei. Ulayançab-un çiyulγan-u Qalq-a-yin jasaγ törö-yin darqan beyile Sodnamdorji qosiyun-u Buyan-i badarayuluyçi süm-e-yin

gesül Isisambu arban naiman nasutai.

⁹ Tügemel elbegtü-yin doloduyar on arban qoyar sarayin arban naiman-a.

b. マンジュ語テキスト

¹ Tulergi golo-be dasara jurgan-i booci tucike temgetu bithe bure jalin, baicaci toktobuha kooli-de temgetu bithe booci tucike temgetu bithe alime gaiha dangsede gebu bisire lama-ci tulgiyen, aika hergime yabure dangsede gebu akū lama

² bici, ilihai bašame tucibu. Jurcehengge oci, kooli songkoi icihiya. Geli yaya taiji cihanggai lama ofi kooli songkoi jurgan-de boolafi booci tucike temgetu bithe-be alime gaike serengge oci, lama obukini. Aika booci tucike

³ temgetu bithe-be alime gaihakū, cisui booci tucikengge bici, baicara-be ufaraha culgan-i da-be ilan biyai fulun faita. Jasak-be, emu aniyai fulun faita. Aisilara taiji-be juwe uyun ulha kerule. Booci tucike temgetu

⁴ bithe alime gaihakū lama-be ergeleme kara obu sehebi. Gemun hecen-i dorgi tulergi, jai monggo ba-i geren juktehen muktehen-i lama demci-ci fusihūn, kūtuktu, nomun han sai šabisa, jai taiji lama obuhangge-be, gemu emu

⁵ adali booci tucike temgetu bithe-be alime gaiḡi, kimcime baicara-de temgetu obuci acambi. Aika jortai jurcefi alime gajarakūngge bici, toktofi kooli songkoi icihiya. Jai yaya booci tucike temgetu bithe alime

⁶ gaihangge, gemu meni jurgan-i dangsede gebu bisire niyalma-be dahame urunakū bolgo dorobe gingguleme tuwakiyaci acambi. Baita dekdebuci ojurakū obu. Te booci tucike temgetu bithe-be alime gajara lama-i gūsa, da susu

⁷ aniya se, jergi tušan, jai tehe juktehen muktehen-be amargide jukime arambi. Uttu ofi booci tucike temgetu bithe buhe.

⁸ Gubci elgiyengge-i aniya biyai

c. 漢語テキスト（句読点は筆者による）

¹ 理藩院為給發度牒事。查定例、除領有割付度牒冊籍有名之喇嘛外遇有遊食無籍之喇嘛立即驅逐、違者照例辦理。又凡台吉願當喇嘛照例報院請領度牒者准

² 其充當。如有未領度牒者私自出家者、將失察之盟長罰俸三個月、札薩克罰俸一年、協理台吉罰二九牲畜、其未領度牒之喇嘛勒令還俗等語。所有京城內外及蒙

³ 古地方各寺廟喇嘛自得木奇以下及呼圖克圖諾們罕等徒衆並台吉當喇嘛者、均應一體請領

度牒執照以憑考查。如有故違不領者定行照例辦理。至凡領有度

⁴牒者俱係本院冊檔有名之人務當遵守清規、不准滋生事端。今將請領度牒之喇嘛旗分籍貫年歲職任及住居寺廟填寫於後。須至度牒者。

⁵ 地字第一百卅八号號³¹⁾

⁶ 咸豐 柒年 拾貳月 日 右度牒給 准比

このタイプ B は、つぎのよっつの部分から構成されているとみることができる。

- (1) 「割付」³²⁾ や度牒を交付された、登録された僧侶以外の、放浪する、登録されていない僧侶がいたら、ただちに追放する。違反したら処罰する。
- (2) タイジ³³⁾ が理藩院に対して度牒の交付をもうしでたならば、出家をみとめる。度牒をうけとらずに、勝手に出家したならば、管轄の盟長の 3 カ月分の俸禄、ザサグ（旗長）の 1 年分の俸禄をそれぞれけずる。協理タイジを 2 罰九³⁴⁾ に処する。度牒の交付をうけずに僧侶となったタイジを強制的に還俗させる。
- (3) 首都内外、モンゴル地域の寺院の僧侶、テムチ以下、またホトクト・ノモンハン³⁵⁾ の弟子、さらにはタイジで僧侶になった者、これらの者はみな度牒をうけとらなければならない。故意にうけとらない場合は、処罰する。
- (4) 度牒をうけとった者はみな理藩院に僧侶として登録されているので、戒律をきびしくまもらなければならない。

上記のうち、(1) は、『理藩院則例』の規定と基本的に一致している。道光 3 (1823) 年版『理藩院則例』の第 59 卷所収の 1438 条は「モンゴル地域で、割付や度牒を所持する、登録されたゲレン、バンディ以外の、放浪する、登録されていない僧侶がみられたならば、ただちに追放し、寺院にとどめてはならない。違反したならば、家内奴隷を勝手にバンディとした場合の規定で処罰せよ。(“Mongγol γajar-tur tusiyan ilegekü bičig, mayad γarqui-yin temdeg bičig abču dangsatur ner-e бүкүй gelüng bandi-ača γadan-a, kerbe kerün yabuqu dangsa-dur ner-e ügei blam-a bui бүгөсү, odo deger-e ülden γaryaju qalyan ayuyulqu ügei bolγ-a. Jöriküi anu bolbasu jöriγ-iyar ger-ün boγol-i bandi bolγaqu qauli yosoγar sidkegtün.”)」と規定している³⁶⁾。度牒では、この規定がやや簡略化され「割付や度牒を交付された、登録された僧侶以外の、放浪する、登録されていない僧侶がいたら、ただちに追放せよ。違反したならば、法にもとづき処罰せよ。(“temdeg bičig ger-eče γaruγsan temdeg bičig küliyen abuγsan dangsa-dur ner-e бүкүй lam-a-ača γadan-a kerbe kerün yabuqu dangsa-dur ner-e ügei lam-a bui бүгөсү, toytanisaγar[sic]³⁷⁾ üldejü γaryaytun. Jöriγsen bolbasu,

qauli yosoyar-un[sic] sidkegtün.”)」となっている。したがって、度牒にのべられた処罰の内容は、『理藩院則例』所収の「家内奴隸を勝手にバンディとなした場合の規定」すなわち「責任ある僧侶は3罰九、ザサグ（旗長）たる王、ベイレ、ベイセ³⁸⁾、公、タイジ、タブナン³⁹⁾は1年分の俸禄の削減、非ザサグの王侯、官吏、平民は一律に2罰九」（1437条）というものである⁴⁰⁾。

同様に（2）も『理藩院則例』の規定と一致している。光緒版の『理藩院則例』では、タイジに度牒を交付するための規定があらたにくわえられている。すなわち「タイジが出家をのぞむ場合、法にもとづき、理藩院にとどけでて、度牒をうけとらせ、出家させよ。もし度牒をうけとらず、勝手に出家した者がいたならば、監督をおこたった盟長の3カ月分の俸禄をけずれ。ザサグの1年分の俸禄をけずれ。協理タイジを2罰九に処せよ。度牒をもたない僧侶を強制的に還俗させよ」⁴¹⁾

この規定が道光25（1845）年に制定されたことは、『会典事例』によりあきらかだ⁴²⁾。いいかえれば、タイプBの度牒が、1845年以降に交付されはじめたことをこの規定からしめることができるのである。

清朝政府がタイジの出家を統制していたひとつの例として、光緒33（1907）年の1月と2月にトゥシェート・ハン・アイマグのトゥシェー公チャグダルジャブのホショーの11名のタイジに度牒を交付した事例をあげることができる⁴³⁾。

したがって、たとえば、モンゴルで刊行された代表的な通史 *Mongol Ulsyn tüükh* の第4巻の「出家する者は理藩院から度牒をうけとる、という清朝の法律の規定は19世紀から実効性をうしない、出家をのぞむ者は、ホショーの領主から許可をえる程度のでつづきで、ほとんど自由に僧侶になるようになった」⁴⁴⁾ という記述は、すくなくともタイジに関しては、当をえていないということがわかる。

ふたつのタイプの度牒を比較してみると、基本的な構造はほぼ共通している。すなわち、最初に正規の出家のでつづきをへていない僧侶に対する処罰についてのべ、最後に戒律をまもるべきことを僧侶たちに命令している。

それでは、タイプAとタイプBの根本的なちがいはなにか？なぜ、度牒の文言がかわったのか？

両タイプのうち、タイプAは一般的な規則、基本的な原則についてのべているのに対し、タイプBはより具体的な規定をさだめているとみることができる。タイプAは清朝全体の法律、具体的には『大清律例』の規定をチベット仏教の僧侶むけにかきなおした体裁になっているのに対し、タイプBにはモンゴル社会の実態に即してモンゴル人むけに制定した特別法が引用されている。

タイプAにはいつている礼部のなまえはタイプBにはみられないこと、タイプBでは『大

清律』への言及がないかわりに『理藩院則例』の規定からの引用がなされていることが、注目される。清朝前期にはモンゴル人僧侶を礼部に登録していたが、漢仏教の僧侶に度牒を交付する制度の廃止にともない、理藩院に登録するようになったことが、度牒の改定のひとつの要因になったのではないかと、かんがえられる。

おわりに

清朝がその初期から、すくなくとも法律上は、チベット仏教の信徒であるモンゴル人の出家に制限をくわえていたことは、あきらかだ。しかし、モンゴル人を統治するための中央機関である理藩院が、すべてのモンゴル人僧侶を管理していたとみるのは、実態にあわないのであり、本稿であつかった度牒は、おもに勅建寺院の僧侶、貴族出身の僧侶に対して交付されていたとおもわれる。すなわち、出家に関する法律がつねに、そのまま適用されていたとすべきではない。

そのことは、モンゴルが 1911 年に独立したあとに作成された公文書からもあきらかである。1913 年 6 月に内務省から総務省にあてた文書のなかに度牒についてのべた箇所がある。すなわち「清の法律では、僧侶になりたい者は理藩院にとどけて度牒をうけとり出家させるように、とさだめてあったが、モンゴル人たちは（中略）、諸王侯、ザサグ、タイジから平民にいたるまで、男子がうまれれば、財産を相続させるために、ひとりかふたりにはつまをめとらせ、のこりは僧侶となし、場合によっては、ひとりむすこでもあえて出家させ、勅建寺院の僧侶以外の僧侶に〔度牒を〕交付してもらうのはたいへんなので、寺院で教育をうけたゲレン、ゲツェル、一般の僧侶をすべて、官吏、箭丁（*er tsereg*）のあつかいのままで戸籍（*töönüür dans*）に記入してきた」⁴⁵⁾

この資料から、第一に、出家するには度牒の交付が必要だという清朝の法律をモンゴル人がよく知っていたこと、第二に、きわめておおくのモンゴル人が僧侶になっていたこと、第三に、勅建寺院の僧侶が度牒を獲得するのは比較的容易であったこと、第四に、便宜的に僧侶を俗人の戸籍に記入する習慣が一般的になっていたこと、これらのきわめて興味ぶかい情報をえることができる。

とくに最後の、処罰を回避するために僧侶を形式的には俗人として戸籍に記入して中央に報告していたという事実はきわめて重要であり、戸籍を統計資料として使用するさいには、慎重なあつかいがもとめられる。

度牒交付の規定は、清朝の末期まで有効だったので、モンゴル人が勝手に僧侶になることを制限する清政府の宗教政策が実際にある程度、機能していたのは、うたがない。しかし他方で、法律に違反して出家した、きわめて多数の僧侶たちに対して、中央政府がそれほどきびしい措置をとらなかったことも強調しておく必要がある。

度牒交付の事例は、モンゴル人社会の内部にあまり干渉しないという、清朝政府の基本的な原則が、宗教政策でもつらぬかれていたことをしめしている、とかんがえていいとおもわれる。

注

- 1) 杨健 (Yang Jian) 2008: 110-153.
- 2) 同書 :474-488.
- 3) 张羽新 (Zhang Yuxin) 1988: 507-508.
- 4) 朱志美 (Zhu Zhimei) 「少数民族语文图书组提善简」.
- 5) デムチ (demci) とは、寺院の宗務を担当する重要な役職。
- 6) ただし解説では、デムチのなまえをザサグのなまえにしてしまう、というあやまりをおかしているので、訂正する必要がある。Jian Guangyao, Francis Ng (eds.) 1999: 58-59.
- 7) 東ウジュムチン旗のプレーン寺。康熙 11 (1672) 年に建立された。Na. Bökeqada 1999: 110-111.
- 8) バンディ (bandi) は、チベット語の *band de* がもとになっている。優婆塞戒をうけた少年僧。
- 9) ただし解説で、モンゴル語のテキスト (中央)、マンジュ語のテキスト (ひだり) の位置について、逆の説明をしているので、訂正する必要がある。拓志平 2009: 32-33.
- 10) 朱志美 (Zhu Zhimei) 「少数民族语文图书组提善简」.
- 11) Dumdadu ulus-un erten-ü mongyol nom bičig-ün yerüngkei yarčig-un nayirayulqu jöblel 1999:1714, No. 10549.
- 12) Buyandelger Ĵ., Oyunbilig B., Wu Yuanfeng (eds.) 2005 : Vol.1, 427-429.
- 13) ゲレン (*gelüng*) はチベット語の *dge slong* に起源する。具足戒をうけた「比丘」。
- 14) *Dayičing gürün-ü dotoyadu yamun-u mongyol bičig-ün ger-ün dangsa* では“yabudal-un”.
- 15) 同資料では “joriy-iyaran” .
- 16) 拓志平 (Tuo Zhiping) (ed.) 2009: 33.
- 17) 「部」は礼部をさす。杨健 (Yang Jian) 2008: 476.
- 18) ゲツェル (*gecül, gesül*) は、チベット語の *dge tshul* に起源する。沙弥戒をうけた「沙弥」。
- 19) ザサグ (*jasay*) は「支配者」、テルグーン (*terigün*) とダー (*da*) は「第一」を意味する。
- 20) 沈之奇 (Shen Zhiqi) 撰, 懷效鋒 (Huai Xiaofeng), 李俊 (Li Jun) 點校 2000: 194-195.
- 21) 康熙の『大清会典』におさめられた条文。赵云田 (Zhao Yuntian) (ed.) 2006:192.
- 22) Buyandelger Ĵ., Oyunbilig B., Wu Yuanfeng (eds.) 2005 : Vol. 1, 425-426. 池尻陽子によれば、チベット仏教の4拠点への「扎薩克喇嘛」「首領喇嘛」の設置は順治 14 (1657) 年である。池尻陽子 2013:66.
- 23) 赵云田 (Zhao Yuntian) (ed.) 2006:193, 240.
- 24) 乾隆の『大清会典則例』では、当該の規定は康熙 18 (1679) 年制定となっており、この規定に関しては、会典の記事は、かならずしも信頼できない。杨健 (Yang Jian) 2008: 476-477.
- 25) 杨健 (Yang Jian) が、シレート・フレーをドローン・ノールと理解しているのは、あやまりである。杨健 (Yang Jian) 2008: 475.
- 26) *Engke amuyulang-un jiryuduyar on-u qayučin jasay-un bičig-tür nemejü toytayaysan jasay-un bičig*, 29v. (Buyandelger Ĵ., Oyunbilig B., Wu Yuanfeng (eds.) 2005: Vol. 22, 321)
- 27) *Ĝadayadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u čayajin-u bičig*, 39v-40v (Heuschert, D. 1998: 215-217). なお本書は『理藩院律例』のローマ字転写、ドイツ語訳をふくむ研究書だが、肝心の法典のタイトルをしめしていない。法典のタイトルの復元については拙稿参照。二木博史 1983:75.
- 28) *Mongyol čayajin-u bičig*, II, 6v-9r (Bayarsaikhan, B. 2004:67-71).
- 29) 百靈廟 (*Bailingmiao*) という漢語名でしられる。1703年に建立。
- 30) みぎした (欄外) に、チベット語をしるした紙片がはりつけられている。*sngag dbang bgon mchog* とよ

- めるが、*ngag dbang dkon mchog* の誤記であろうか？
- 31) 中国国家図書館に所蔵される咸豊 7 年正月に交付された度牒は、「地字第九十六號」という番号をもつ。張羽新 (Zhang Yuxin) 1988: 508。これらの番号は、1 年間に交付された度牒のかずを試算するうえで参考になる。
 - 32) 割付 (*zhafu*) は、くらのたかい僧侶にあたえられた証明書である。
 - 33) タイジ (*tayiji*) はモンゴル貴族にあたえられた爵位。
 - 34) 「罰九」は、9 頭の家畜を没収する刑罰。2 罰九とは、計 18 頭の家畜の没収を意味する。
 - 35) いずれも高僧の称号だが、ホトクト (*qutuytu*, 活仏) のほうがノモンハン (*nomun qan*) よりも格がうえである。
 - 36) Nayiraltu, Altanorgil (eds.) 1989: 778.
 - 37) モンゴル語のテキストには、*toytanisayar* というあやまったつづりがみられる。漢語の「立即 (*lijì*)」をマンジュ語で *ilihai* と直訳し、それをさらにモンゴル語で *toytaniysan-iyar* と直訳したものを誤刻したのだとおもわれる。
 - 38) ベイレ (*beyile*) もベイセ (*beyise*) も清朝からモンゴル貴族にあたえられた爵位。ベイレのほうが格がうえ。いずれもマンジュ語起源。
 - 39) タブナン (*tabunang*) はもともとは、貴族の女婿にあたえられた称号で、清代には爵位のひとつになった。
 - 40) この条文に関する島田正郎の「逐条的考察」も参照。島田正郎 1982: 901-902.
 - 41) Mongol Ulsyn Shinjlekh Ukhaany Akademi Tüükhiin khüreeleen 2003:209 に引用されているモンゴル語のテキストから訳出。なお同書で *ergüülen khar bolgogtun* となっているのは、*erüülen khar bolgogtun* に修正されなければならない。該当の箇所は、漢語版で勒令 (*leling*) となっており、通常、これはマンジュ語で *ergeleme*、モンゴル語では *ereülen* になる。漢語版は、以下参照。張羽新 (Zhang Yuxin) (ed.) 2001:1776.
 - 42) 『清會典事例』1991: 974 卷, p.1083.
 - 43) Mongol Ulsyn Ündesnii Töv Arkhiv:M1-2-616-25~35.
 - 44) Mongol Ulsyn Shinjlekh Ukhaany Akademi Tüükhiin khüreeleen 2003: 211.
 - 45) Ölziibaatar, D., Lonjid, Z. Namnansüren, G. (eds.) 2011:236-237.

文献一覧

1. 史料

Bayarsaikhan, B 2004

Mongyol čaγajın-u bičig (Ekh bichgiin sudalgaa), Ulaanbaatar.

Buyandelger Ĵ., Oyunbilig B., Wu Yuanfeng (eds.) 2005

Dayičing gürün-ü dotoyadu yamun-u mongyol bičig-ün ger-ün dangsa, 22 Vols, Kókeqota.

Γadaγadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u ger-eče γaruγsan temdeg bičig

Badaranga doroi orin jaküci aniya ninggun biyai ice jakün. (個人所有)

Γadaγadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u ger-eče γaruγsan temdeg bičig

Bürintü ĵasaγči-yin terigün on γurbaduγar sarayin qorin. (個人所有)

Γadaγadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u ger-eče γaruγsan temdeg bičig

Tügemel elbegtü-yin doloduγar on arban qoyar sarayin arban naiman. (個人所有)

Γadaγadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u temdegtü bičig

Sayisiyaltai irügelü-tü-yin qorin tabuduγar on ebül-ün terigün sar-a-yin sin-e-yin yisün. (個人所有)

Jian Guangyao, Francis Ng (eds.) 1999

A Collection of Rare Manuscripts from the Archives of Inner Mongolia Autonomous Region, Hong Kong.

Mongol Ulsyn Ündesnii Töv Arkhiv

M1-2-616-25-35.

Nayiraltu, Altanorgil (eds.) 1989

Гадаяду монголь-ун төрө-йи жасагу ябудал-ун яамун-у қauli жүил-үн бицг, Qayilar.

Ölziibaatar, D., Lonjid, Z. Namnansüren, G. (eds.) 2011

Mongol ulsyn Dotood khergiig бүгд захиран шийтегч yaam (barimt bichgiin emkhtgel), Ulaanbaatar.

『清會典事例』(Qing huidian shili) 1991

中華書局.

沈之奇 (Shen Zhiqi) 撰, 懷效鋒 (Huai Xiaofeng), 李俊 (Li Jun) 點校 2000

『大清律輯註』法律出版社.

拓志平 (Tuo Zhiping) (ed.) 2009

『甘肃馆藏档案精粹』甘肃人民美术出版社.

張羽新 (Zhang Yuxin) (ed.) 2001

『清朝治藏法規全編』學苑出版社.

赵云田 (Zhao Yuntian) (ed.) 2006

『乾隆朝内府抄本《理藩院则例》』中国藏学出版社.

2. 研究文献

Bökeqada, Na., 1999

Sili-yin γool-un süm-e keyid, Qayilar.

Dumdadu ulus-un erten-ü mongγol nom biçig-ün yerüngkei γarçig-un nayirayulqu jöblel 1999

Dumdadu ulus-un erten-ü mongγol nom biçig-ün yerüngkei γarçig, Begejing.

二木博史 1983

『ハルハ・ジロムの成立過程について』『一橋研究』8巻1号.

Heuschert, D. 1998

Die Gesetzgebung der Qing für die Mongolen im 17. Jahrhundert anhand des Mongolischen Gesetzbuches aus der Kangxi-Zeit (1662-1722), Wiesbaden.

池尻陽子 2013

『清代前期のチベット仏教政策——扎薩克喇嘛制度の成立と展開』汲古書院.

Mongol Ulsyn Shinjlekh Ukhaany Akademi Tüükhiin khüreelen 2003

Mongol Ulsyn tüükh, Dötgöör boti (XVII-XX zuuny ekhen), Ulaanbaatar.

島田正郎 1982

『清朝蒙古例の研究』創文社.

杨健 (Yang Jian) 2008

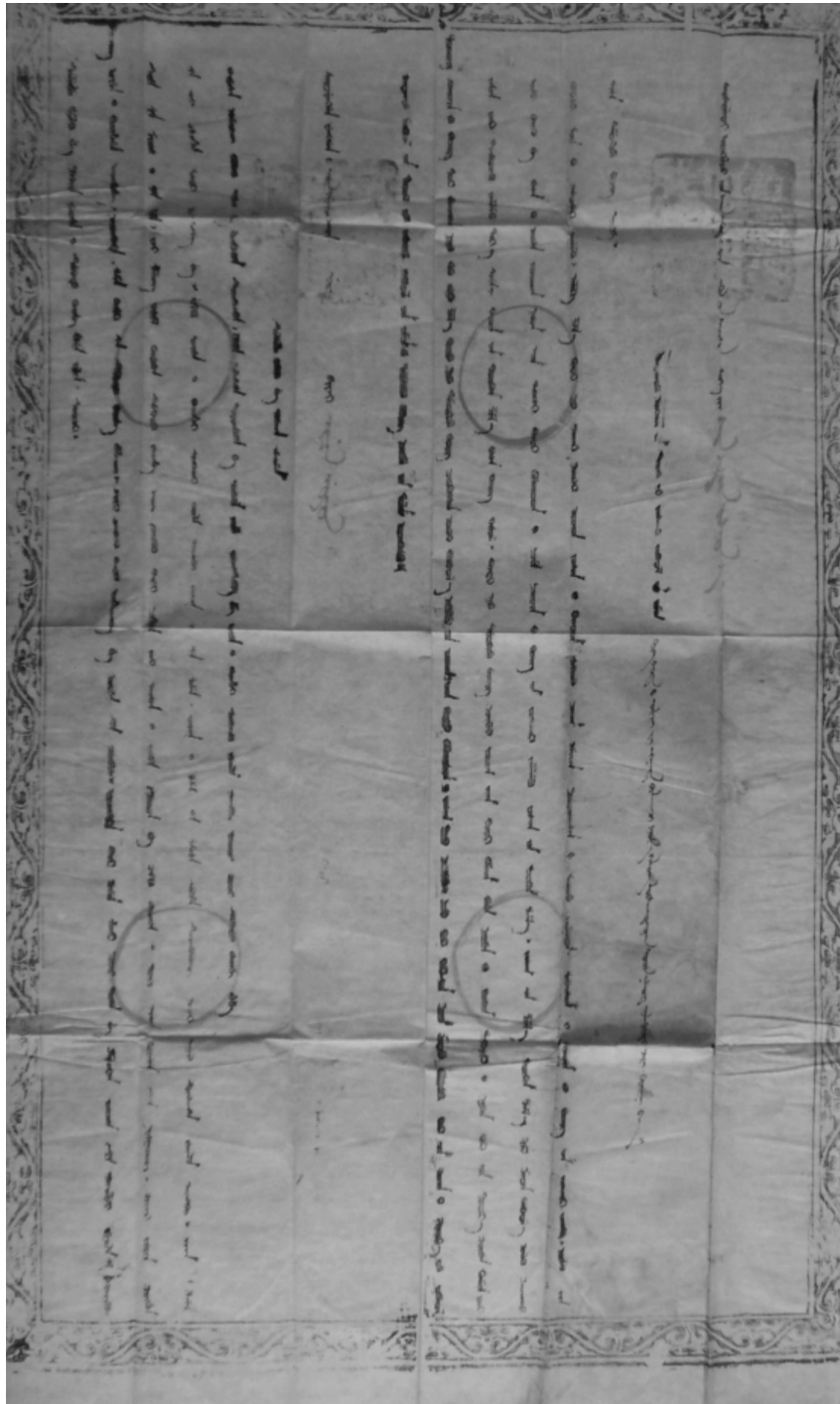
『清王朝佛教事务管理』社会科学文献出版社.

张羽新 (Zhang Yuxin) 1988

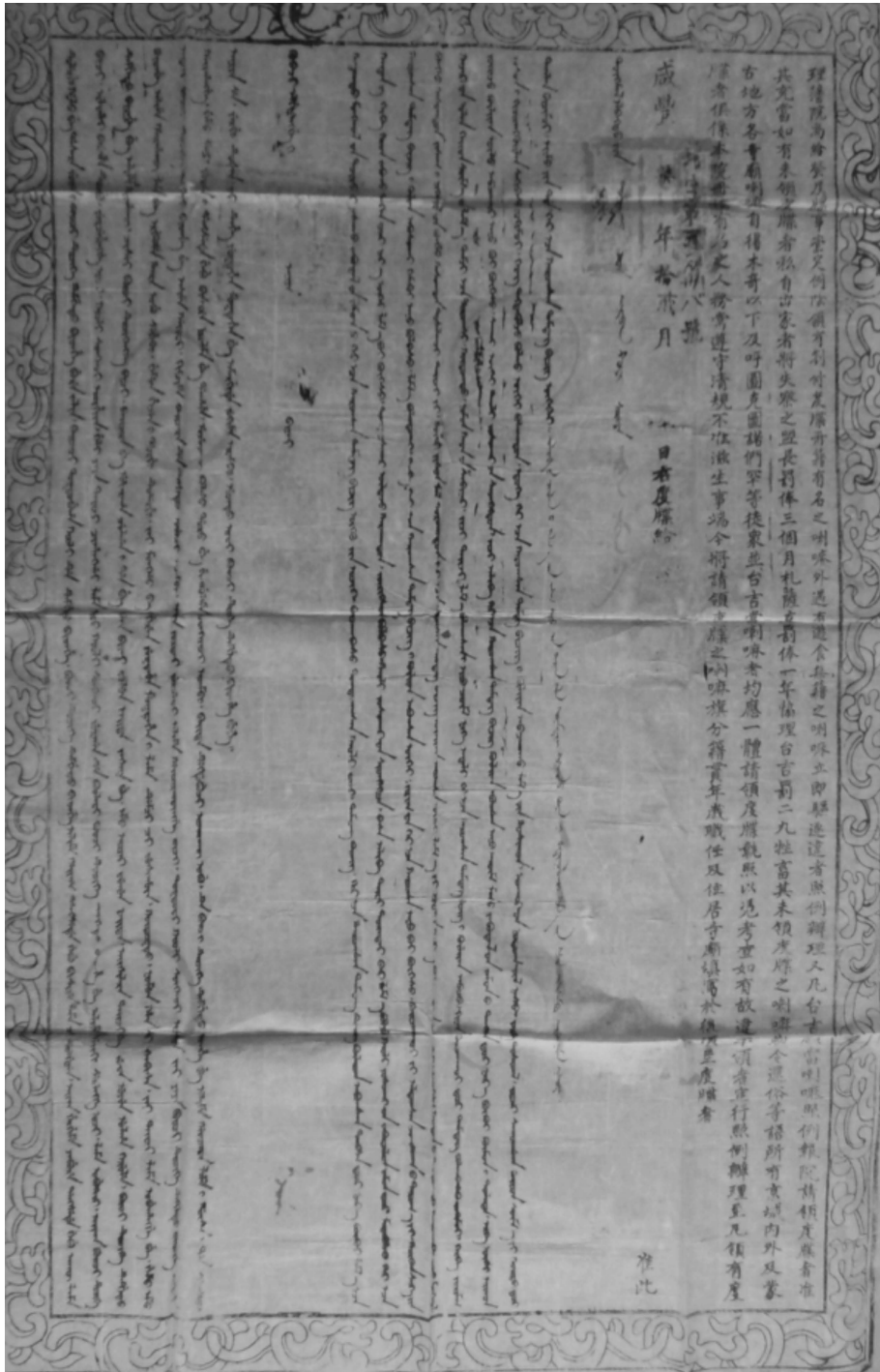
『清政府与喇嘛教』西藏人民出版社.

朱志美 (Zhu Zhimei)

『少数民族语文图书组提善简』(<http://wenku.baidu.com/view/fab27bd576eeaeaad1f33050.html>)



タイプAの度牒 (嘉慶 25 年)



タイプBの度牒（咸豐7年）

On the *dudie* granted to Mongolian monks during the Qing period

FUTAKI Hiroshi

After the establishment of the Qing dynasty, its government continued to grant the *dudie* (度牒), the certificate for religious practitioners, to Buddhist and Daoist monks, following Ming dynasty's religious policies. Although the government abolished the issue of the *dudie* to Chinese Buddhists and Daoists at the latter part of the 18th century, the Mongolian monks were permitted to be granted the certificate to the end of the dynasty.

We are able to classify the *dudie* given to Mongolian monks into two types. Type A was codified in 1677 and issued by woodblock printing in Mongolian and Manchu languages. A few articles of the Regulations of the Great Qing dynasty (*Daqinglü*) related to religious regulations were cited in this type of the certificate.

Type B was introduced in the 1850s and used to the last day of the dynasty. This type was block-printed in Mongolian, Manchu and Chinese languages. Some articles were taken from the *Lifanyuan zeli* (Regulations of the ministry of Mongolian affairs) in the new type of the *dudie*.

Although laws of the Qing dynasty required all Mongolian monks to get the certificates, these documents were actually only given to some monks of the monasteries erected by emperors' edicts or monks from noble families.

From this study of its religious policies, it is possible to observe the Qing government's principle of not intervening in the internal affairs of Mongolia.

